

税理士法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(当該職員の証票携帯)

第十五条 次の各号の当該職員は、当該各号に掲げる場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

一 省略

二 法第五十五条第一項から第三項までの規定により当該職員が税理士若しくは税理士法人、税理士であつた者又は法第五十四条の二第一項の税務相談を行った者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査する場合

三 省略

附則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(当該職員の証票携帯)

第十五条 同上

一 同上

二 法第五十五条第一項又は第二項の規定により当該職員が税理士若しくは税理士法人又は税理士であつた者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査する場合

三 同上